

平成24年第6回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年5月11日（金曜日）

出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	森田 憲二 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	根岸 聡彦 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

議長	尾崎 信夫 君	17番	東口 正美 君
20番	佐竹 康彦 君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	内藤 芳子 君
主事	指田 弘安 君		

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- (2) (仮称) 東大和市議会基本条例の調査検討

午前 9時30分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから、平成24年第6回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を、一括議題に供します。

初めに、けさは東大和市駅及び武蔵大和駅におきまして、特別委員会で行いましたアンケート結果の市民への周知につきまして、御協力をいただきまして大変にありがとうございました。また特別委員会における取り組みといたしましては、別途協議を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、前回に引き続きまして、6月定例会において行う予定であります本委員会の中間報告案について御議論をいただきたいと思います。

前回、案をお示ししてございますので、各委員におかれましては内容を御確認いただけたと存じます。

御意見等がありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 前回いただきました議事録等も見直させていただいて、幾つか追加や、もしくは訂正など、お願いしたいと思います。

一つは、ページでいいますと、2ページの（1）の総論のアのところですが、市民参加、市民への情報提供について云々というところですが、ぜひ「市民参加、」の後、「市民への情報提供」の前に、「議員活動の透明性・インターネット放映など」という文言を入れていただいて、「市民参加、議員活動の透明性・インターネット放映など、市民への情報提供について議会が積極的に努力を行うべきである。」というふうに補強していただきたいと思います。これは第4回議事録の5ページのところで、触れられている文言です。

それから同じくこの総論のウの目指すべき方向性のところで、「チェック機能にとどまらず、政策立案の機能強化に取り組んでいくべきである」というところですが、この問題について、私のほうで「議案提案権の活発な行使を土台に、審議の十分な保障を議会運営の課題として検討すべき」という文言を、その後に入れていただければと。これも、第4回議事録の14ページから15ページで指摘してある問題です。このチェック機能にとどまらず政策立案の機能強化という内容の問題として、現在議案提案権を持っている。これの活発な行使を土台にしながら、それが十分審議される保障を議会運営の課題として検討する必要があるのではないかという意見です。

それからちょっと全体の前提としてですけれども、ここのいろいろずっと出されている意見というのは、全部が合意された意見ではなくて、この課題、この分野について出された主な発言を掲載してるといふふうには私は理解していますので、そういう扱いとして提案をしているところです。

それから同じく総論のウのところ、「全国市議会議長会の調査資料等も参考にしながら、一層の改革を進めていく必要がある」というところですが、その目指すべき方向性のところで、チェック機能にとどまらず政策立案の機能強化とか、追及型から問題解決提案型の議会に変わっていく必要があるとかということが指摘されてるわけですが、議会の権能を全面的に果たすということが重要だと思っておりますので、この「全国市議会議長会の調査資料等も参考にしながら」という前に、議会の機能ですね、「地域住民の意思を

代表する機能、自治立法機能、市に対する批判や監視の機能を全面的に果たす上で」という議会の機能全体をあわらず文言を加えると。それから「一層の改革」の前に、「議員の発言権の拡大など一層の改革を進めていく必要がある」、これは第4回議事録の9ページのところです。

それからこれは3ページの(2)の議会運営の諸課題のエ、決算審査の強化のところで、2回までの質疑に制約するのではなく、会派人数に応じた時間制を導入し、回数制限をなくす方向で検討できないかということが出されていて、これについては私のほうで、回数制限をなくすのは賛成だけでも、時間制限はすべきでないという趣旨の発言を第5回議事録20ページでしていますので、まあこういう意見だけではなくて、これに対する意見も出ていたということで、「回数制限をなくす方向は賛成だが、十分な審議を保障する上で質疑時間は制限せず、もし足りなければ審議日数の拡大を検討すべきである」という文言を入れていただきたいと思います。

それから同じく議会運営の諸課題のオ、議員間の自由討議の手法のところですけども、ここでは会議規則における本会議と委員会での運営方法の違いについて認識し、委員会において自由討議を行うことで議論の活性化を図ることができるか検討を行うというふうになっているんです。それで、このところは議事録をいろいろと確認させていただいたんですが、全体の引き続き調査検討する内容は、委員会での自由討議だけに限られていないのではないかというふうに思います。そこで、本会議においても検討すべきだと意見が出されたことを明記していただきたい。これは第6回議事録の19ページ、20ページ、それから40ページのあたりです。これに関連するところとして、16ページ、17ページあたりの中間委員長の途中での中間での整理の文言もありますけれども、そういう内容です。

それから同じページのカですね、請願陳情の審査における提出者からの意見聴取のところで、何らかの形で「陳情者」の意見を聞くというところを「提出者」というふうに変えていただきたい。これは第6回議事録の22ページの委員長のまとめのところです。

それから(3)のカですから、5ページの議案の市民への公開のあり方のところで、例えば議員に示された議案を速やかに、それからその下の行で、議案の公表についてはというふうになっているんですが、ここでは議案と資料についても審議をされているので、「議案等」というふうに、「等」という文言をつけ加えていただきたい。これは第8回と第9回の議事録が該当します。

以上が私のほうの提案です。

あと中間報告のまとめをどうするかということについては、別途またお話ししたいと思いますが。

以上です。

○委員長(中間建二君) それでは、ほかに御意見はございますでしょうか。

○委員(床鍋義博君) 私のほうからは、1点、パソコンのところ、ページでいいですと中間報告の中の4ページのコ、議場へのパソコンの持ち込みのところ、

議事録を確認をさせていただきました。これが第6回のページ数でいいですと53ページで、私のほうの発言で、途中、略しますけど、その後、また議論すればいいのか、ここで議論をしても多分煮詰まっちゃうと思いますので、次の会議になるのか、その次になるのかわかんないんですけども、持ち込むという形であれば私も持ち込みたいなという意見をそこで述べさせていただいた後で、まあその間いろんな意見が出たんですけども、最終の委員長のほうのまとめのほうを言いますと、55ページのほうで、1回限りまずやってみて、それが持ち込む価値があるのかどうかということについて確認するというのであれば、それを

云々ってなって、その後に結論ですね、1度やってみていただいて、また御意見等、発言いただくということにさせていただきたいと思いますということで、1回持ち込んでそれで終わりということではなくて、やっぱりその後、御意見等、発言いただくというふうに言及されておりますので、やはりこれはその議論で終わりということではなくて、その後の議論、引き続き継続ということではないかなというふうにしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 私も一応過去の議事録等を見させていただきました。内容につきましては、特に問題点というところはないんですが、字句のところ。

まず2ページのところで、4番、議題設定及び議論の報告というところで、最後に「1巡目の調査を終えた結果は、次のとおりである。」というふうに書かれてあるんですが、ちょっとこういうふうを考えるのは私だけなのかもしれないんですけど、「結果」という言葉がですね、書かれてある内容で、もうこの方向性まで定まってしまうようなとらえ方をされてしまうかもしれないので、「1巡目の調査において出された主な意見としては、次のものがある。」というような表現に、表記にしたほうがいいのかない感じがいたしました。

それから3ページ目の一番上のところで、二代表制と言いながら長側のスタッフと議会事務局との体制に差があるというのは、第5回目の議事録の中で市長は400名のスタッフがいてという話があって、続く、これは12月19日の第10回目の9ページのところで、やはり市長が400名以上の職員を擁して市政の執行に当たることに對抗してというふうに、これ尾崎委員の発言ですけれども、そこから議会がふさわしい役割を果たしていく上で、政務調査費の問題や議会事務局の体制の問題、議会図書室の拡充の問題など、整備が必要だということから、こういうまとめに入れているのかなとは考えるんですけども、議会事務局の体制だけの問題ではないと思いますので、そこもちょっと表現を考えたほうがいいのかないというふうに思いました。ちょっとどういうふうな表現がいいのかというのは、まだ私も具体的に思いついてはいないんですけども。

あと（2）のカ、請願陳情の審査における提出者からの意見聴取のところ、請願については提出者の発言を認めないということで、これは一致したんですけど。何かそこがまだ一致はしていないというふうに私も理解してましたので、これですと意見は陳情者の意見を聞く、先ほど提出者に変更してほしいということでしたので、提出者になれば請願、陳情も両方入る形になるんですけども、請願の部分についてどういう意見が出たのかというのも、入れたいほうがいいのかない感じがいたしました。

それから4ページ目の質問通告制のあり方のところですけども、一般質問における通告制について、通告外の質問についても幅広く認めるべきではないかというのは、幅広く認めるべきという発言はなかったと思うんですね。これは第6回の議事録の29ページのあたりに載っていたと思います。（「幅広くを削除したら」と呼ぶ者あり）通告の外へ多少はみ出るという問題については、まあそこを規制することはやるべきではないんじゃないかというような表現になっていましたので、幅広く認めるということ自体、これ通告制そのものを否定することにもなってしまいますので、そこはちょっと考えたほうがいいのかないかと。

あとは土日夜間の議会の開催のところで、今回まとめとしては現状どおりという形になっているので、特にいいのかないかなと思ったんですけども、土日夜間の議会の開催を行うべきだというふうな積極的なところ、そこまで強い意見があったのかなど。委員長のとまとめの中で、今回の検討の中からは一致しなかったという形でまとめたいというふうに残っておりますので、そのあたりの表現をもうちょっと書いたほうがいいのかない

という感じがいたしました。

以上です。

○委員長（中間建二君） では、ほかにございますでしょうか。

それでは、今3名の方から御意見をいただきましたので、一つ一つ確認をさせていただきたいと思います。

まず2ページのところでございますけれども、4の議題設定及び議論の報告の最後のところ、「1巡目の調査を終えた結果は、次のとおりである。」とまとめておりますが、主な意見ということのほうがよろしいのではないかという御意見でございました。これについては、まあ私としては一応の中間報告なので「結果」でも問題ないかと思うんですが、「主な意見」としたほうがよりわかりやすい、丁寧だという御意見です。私としてはどちらでもいいかと思うんですが、この点について御意見がありましたら。

○委員（尾崎利一君） この「結果」という意味は多分、総論のところには出てこないんですけども、各論に入って、議会運営の諸課題以降については、矢印で現状どおりとか引き続き調査検討というのが、一定の結果というこの言葉が示す意味なんだろうと私は理解していますので、その意味では主な意見と結果というふうにすればいいのかなというふうには私は思います。

○委員長（中間建二君） 非常に説得力のある御意見だと思いますので、「調査を終えた主な意見と結果は、次のとおりである。」と、このように取りまとめさせていただきたいと思います。

○委員（関野杜成君） 根岸委員が言われた「結果」という言葉に対して、多分市民の方が見たときに、これで決まりなのかなというふうに覚えてしまうと思うんで、今尾崎委員が言われたように、主な意見と1巡目の結果というか、結局このその先の現状どおりとか引き続き調査検討とか、ここにかかるような形での意味合いを持った結果という言葉にしたほうが、変に「結果」にしてしまうと、これで終わりなのかなって思ってしまう場合も読み方としてはありますんで、だからそういう意味ではこの内容、私は先ほど言ったように現状どおりとか、ここの部分でとってたので、この言葉の中の例えば招集権のあり方の部分に関しては、この意見が出たものに対しては全部の意見は載せられませんから、ある程度抜粋した意見というのは、私はこれはいいとは思っているんですが、最終的にやっぱりどこを見るかという、この現状どおり、ここにかけるために、ここの部分でも「結果」という形で書くより、何か続くための結果なんだよというようなニュアンスの言葉のほうが、ちょっと今言葉が思い浮かばないんですけど、そちらのニュアンスのほうがいいのかなというふうには今話を聞いて思いました。

○委員長（中間建二君） 今の関野委員がおっしゃっていただいた意見も含んだ上での表現として、じゃあ「1巡目の調査を終えた時点での」としましよかね、「1巡目の調査を終えた時点での主な意見と結果は、次のとおりである。」と、こういう形であればよろしいですかね。

○委員（和地仁美君） 細かいところなんですけども、こういう報告書というのはどうしても、当人が理解しているものと受け取る側の理解のギャップとか温度差というのがあるので、皆さんの意見は総じて私、賛成なんですけれども、そこまでいろいろと読み手側のところに、そごが生じないようにということを気を使うのであればですよ、主な意見というのは何をもちかという話になるわけですよ。これを書く人間とか、この報告者が主だなど思うことを主と言っているのか、まあ結構時間を費やして議論したけれども、全員の同意を得なかったけれども、その時間や量をかけて議論したものは、やはりこれは主な意見としてやるかというところで。

先ほど尾崎委員がおっしゃったときの話で、全員の同意が得られている意見っていうものと、まあ得られ

ていないけれども、主にじっくり話し合った意見というものがあつたときに、ここ黒点で全部書いていると、これが全員の同意があつた意見ってということなのか、まあ全員の同意は得られなかったけども、特にそこは深く話し合ったけど全員同意を得なかった、ほかにもこんな意見が出ましたよってという種類の意見なのかというのが、これちょっと区別がつかない。例えば先ほどの決算とかのところで、時間制限、回数制限はとかという意見はあつたというところを結構議論した記憶があるんですけども、まあ私の意見と尾崎利一委員の意見が違つたとしても、そこはじっくり話したって事実はある中で枠を外してもいいんじゃないかって、ここに普通に平たく同列であると、まあそういう意見はほとんどの人が賛同したけれども、結論を出すまでにはまだ至ってないという受け取り方もするので、もしそこまで受け取り側のことを気にするのであれば、全員同意が——こういうところまでは同意は得られたけれども、そのほかに主にはこんな意見も出た。そういうような状態なので、引き続き議論、調査を続けますってというその段階、読み手側が、ここまでは全員同意したんだと。ただこういう意見もあつたところは捨て切れないから、まだ調査を続けるんだというふうな、わかるような内容にした——この内容というよりも表記の問題だと思うんですけども、表現というか。

だから、委員会としてこれは全員同意したというのは黒点であつて、そのほかに出た主な意見ってやって、こういうふうに書いて、この矢印の部分が、いわゆる1巡目の結果ということだと思うんですね。矢印を例えば1巡目の結果とか、現時点での方向性というか、そういうふうにすれば、皆さんが懸念していることがよりクリアになるんじゃないかなというふうに個人的には思ったんですけども。これは書類のつくり方の問題であつて、内容のところは私はあれかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（中間建二君） 今いただいた御意見は、いずれにしても最終的な、一番最後のページのところでね、今後も成果が得られるように議論を継続して議会改革に取り組んでいくということで、取りまとめをしてございますので、あくまでもこの中間報告については、1巡目の調査を終えた段階での——私としてはね、これはきちっと結論を導いていくという意味からしても、「結果」という言葉でまとめたいという思いはあるんですけども、いずれにしても「結果」という表現がいいのか悪いのかということについては御意見があるかと思しますので、「1巡目の調査を終えた時点での主な意見と結果」という形で取りまとめたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 私は委員長が今まとめた方向でいいと思うんですが、和地委員の御発言で、これ読んでいくと、例えば、ここはちょっと今後変わるかもしれませんけれども、4ページの議場へのパソコンの持ち込みのところという、特別委員会の中で1回限り持ち込みを許可することで合意とか、それから（3）のウのホームページの充実のところでもいいですと、わかりやすい情報発信を行う方向で議会広報委員会で議論を行うことで合意とかですね、合意したことについては記載があるという理解を私はしてるので、まあ主な意見と同じ黒点でいいのかどうかって、表記の問題は工夫が必要かもしれませんけれども、和地委員が心配されたようなことについては、私は読むとわかる記述になってるんじゃないかというふうに理解しています。その上で委員長が今の部分については、「1巡目の調査を終えた時点での主な意見と結果」ということで、まとめていただければと思います。

○委員長（中間建二君） それでは、ただいまのところについては、そのように取りまとめをさせていただきたいと思います。

続きまして御意見いただいたところで、総論のウの目指すべき方向性のところで、チェック機能にとどまらず政策立案の機能強化に取り組んでいくべきであるの（発言する者あり）失礼しました。そうですね。

その前に、アの市民に開かれた議会とはのところで、「市民参加」の文言の後に、「議員活動の透明性・インターネット放映など」という具体的なことを入れてもらいたいという御提案でございました。これはよりわかりやすくという意味では、議事録も私も確認をいたしましたので、この2つ、この言葉を入れるということで取りまとめをさせていただきたいと思えます。

続きまして、ウの目指すべき方向性のところなんですけれども、「チェック機能にとどまらず政策立案の機能強化に取り組んでいくべきである」という後に、「議案提案権の活発な行使を土台に、審議の十分な保障を議会運営の課題として検討すべき」という意見ということでございました。先ほどから出てるように、なるべく意見を集約というか、報告書ですのでまとめるという意味で、若干今、尾崎委員が言われたところは省いた形になっておりますが、その後の追及型から問題解決提案型の議会に変わっていく必要があるというその意味合いの中に、尾崎委員が言われた趣旨も含んでいただきたいというのが私の考えなんです、この点については皆さん、御意見はいかがでしょうか。

○委員（尾崎利一君） このチェック機能にとどまらず政策立案の機能強化に取り組んでいくべきであるという意見、御殿谷委員のほうから出されたものなんですけれども、この政策立案の機能強化に取り組んでいくという問題について、現状で議員に議案提案権があると、これを十分行使するということがどれだけやられてるのかということがあるわけで、これを強化していくということを土台として、出されたときにそれが十分審議される議会運営の仕組みをつくらないと、これが機能していかないということで、この機能強化の内容的な問題として、私はこれ発言をしているつもりなので、もう少し具体的な中身として、ぜひここは入れていただきたいなというふうに思って提案をしたところです。

○委員（御殿谷一彦君） 今委員長のほうからもお話があったんですけども、その2行目のところで問題解決・提案型の議会に変わっていく必要があるということで、一応一言でまとめていただいておりますので、尾崎委員がおっしゃった話も十分この中に入っているんじゃないかと、余り行数をふやしてもあれなんで、僕はこの1行目の政策立案の機能強化に取り組むべきであるというまとめと、それから提案型の議会に変わっていく必要があるというこの2つで、尾崎委員の話も十分含まれているんじゃないかなというふうに私自身は思っております。総論でもあるし、これでいいんじゃないかなというふうには思っております。

○委員（尾崎利一君） まあ余りあれなんですけど。逆に1行目と2行目がダブってるんじゃないかと思うんですよね。政策立案の機能強化に取り組んでいくということと、追及型から問題解決・提案型の議会に変わっていくという問題はね。そういう一連の発言で、これは同趣旨ではないかと思うんです。私はその提案型の議会に変わるとか、機能強化とかということもあるけれども、実際に出されたときに審議が十分に保障される議会運営が課題なんじゃないかということ言ってるんで、若干内容は違うと考えているんですが。逆にこのチェック機能にとどまらずということと、追及型から問題解決・提案型の議会に変わっていく必要があるというほうが同趣旨なんじゃないのかなと、ダブってんじゃないかな。

○委員（床鍋義博君） 今の話、趣旨はすぐわかるんですけども、それだと何となく議会が、今その議論を保障してないんじゃないのかなというふうにもとられかねないんじゃないかと。それは議会としては議論は保障されてる、それをもっと十分にしろという話であればわかるんですけども、保障されてないって話になるとちょっと違うのかなと思うのが1点と、あとダブってるという話だったんですけど、やっぱり若干ニュアンスが違って、これ見ると政策立案の機能強化というのは、議会事務局も含めて立案する能力が強化されてることにもとれるかな。下のほうは追及型から問題解決・提案型の議会、議会の話になってるのかな

という、その前段階の立案のほうと実際に議会として行っていくときの姿というふうでいくと、若干重なってるところがありますけども、まあこれ2つ並べたところで、そんなに読むほうからすると迷惑にならないというか、いいのかなと思います。

○委員（尾崎利一君） 多数の意見に従いますけれども、私が言ってる趣旨だけちょっと言いますと、実際に議案提案権に基づいて議員が議会に提案をした場合ですよね、これ新規、新設条例で委員会に付託をされて審議をされる場合もありますけれども、その多くが本会議の最終日に提案がされ、提案理由の説明があり、質疑があり、討論があり、そして採決されるということで、議員提案権、活発に行使された場合に、その議員が提出した議案が十分審議されるという点でいうとね、これは不十分な現実があるという認識を前提にした発言なんです。全部が全部、十分審議をされるという仕組みになってないんじゃないかということも前提として、課題として検討すべきだというふうに言って。例えば陳情や請願が市民から出された場合は、ほぼすべて委員会に付託をされます。議員が提出された議案については、委員会に付託をされる議案は少なく、本会議最終日、一発で終わるという議案が多いわけですから、その点を言ってるわけです。

○委員（森田憲二君） あくまでもまとめの中でやってるんですから、それが陳情、また議員提出権云々なんて話もよくわかります、言ってることは。これ、あくまでもまとめの話ですから、それを話を戻してやるんじゃないくて、これから先まだ議論する場は幾らでもあると思うんですよ。ただ、ここでこの話をずっとやってたって切りがないと思うんですよ。自分が言ったから、自分が言ったからって、言ったこと全部まとめたらまとめの話になんないんですよ、はっきりいって。ですからその辺は、一つのたたき台を出してもらってますから、これに対して文言が抜けてたら、また文言の整理ぐらいだけで、中身についてそれがどうのこうのと言ったら時間が幾らたっても、まとめだけでもまとまなくなりますから、その辺は気をつけていただきたいと思いますし、それからもう一つ、今までの議会のほうのルールできちっとやってるわけですから、簡単に言うと新しい提案をするんだったら提案で、第2回目のときにその話をしてください。今までやってきたことに関してどうだこうだってことに対しては、まとめの話じゃなくて自分の意見になってしまいますから、その辺は注意して発言をしてください。

○委員（尾崎利一君） 私は私の意見に対する不理解があると思ったので、発言をしたということです。（発言する者あり）いや、冒頭から私は言ってますけれども、全体、多数に従いますけれども、私のここであえてこれを出した趣旨はこういうことなんですという説明をしたということです。

○委員長（中間建二君） それでは、御意見いただいて、尾崎委員のほうで発言していることについては間違いなく確認してるんですが、いずれにいたしましても尾崎委員がおっしゃっている趣旨も十分に含んだ、この点についてはですね、まとめということで、ウの目指すべき方向性のところのチェック機能のところ、追及型から問題解決・提案型へのところについては、このとおりでまとめさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

続いて、その次のところの「全国市議会議長会の調査資料等も参考にしながら」ということで、ここについて細かく御意見がございましたけれども、これも全国市議会議長会の資料というのも当然幅広く触れてるところでありますので、ちょっと私としては余りこを幅広く記述するよりも、尾崎委員のおっしゃった趣旨からすると、「議会の機能を果たす上で全国市議会議長会の調査資料等も参考にしながら」という表現で取りまとめたらどうかというふうに感じておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 「議会の機能を全面的に果たす上で」というふうにしていただければ。

○委員（森田憲二君） 言葉じりを云々じゃなくて、あくまでもこれは今までのまとめですから、要は。そのためにも、ここで発言してくださいってことを言ってると思うんですよ。ですからその辺はまとめということに関して協力というか、御発言を願いたいと委員長の方は言ってるわけですから、その辺はどの文言がいいんじゃないかって、ない文言をここに持ってこいって話じゃありませんから、どこまで載せるか載せないかということに関しては、自分たちが今までやってきたことに関して出してるわけですから、その折衷案じゃなくて、あくまでも今までやってきたことをまとめているんですから、その中身についてやってないことまで出せて話じゃありませんし、これ今までの数回にわたってやってきたものの中間ですから、その辺は十二分に御理解をしていただけているというふうには私は思っていますので、その辺を踏まえてお願いしたいと。委員長のほうにも取りまとめ、よろしくをお願いします。

○委員（尾崎利一君） 私がここを主張したのは、「チェック機能にとどまらず」って1行目になってるわけですが、そのチェック機能にとどまらずというのは、別にチェック機能がもう十二分に果たされてるという趣旨でもないと思いますが、ニュアンスとしてね、ニュアンスとしてチェック機能にとどまらず政策立案の機能強化というふうになると、まあ重きが政策立案のというふうに行くのではないかと。そうではなくて、やはり全面的にチェック機能についてももっと強化する必要があるし、市民の意向を代表するという機能についてももっと強化する必要があるしという、全面的な強化が必要だという趣旨をやはり入れたいというのが、私の先ほどの趣旨なんです。

○委員（森田憲二君） 議事進行上、暫時休憩をお願いしたいと思います。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時17分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほどの全国市議会議長会の調査資料等の文言ですけれども、この前に「議会の機能を果たす上で」という文言を追加するというので、取りまとめをさせていただきたいと思います。

続きまして、次の行ですね、エの二元代表制における市長部局と議会のかかわり方の中で、二元代表制と言いながら長側のスタッフと議会事務局との体制に差があるということについて、表現を変えたらどうかという御意見がございましたが、この議論については非常に要約した形での取りまとめにはなっているわけですが、ちょっと先ほど御意見いただいた中で、ここの表現を変えるというのが、どういうふうに変えるっていう御意見なのかちょっと見えないところがあったので。

○委員（根岸聡彦君） 済みません。私もどういうふうに変えたらいいかというのが、正直いい言葉が浮かばなかったというのはあります。ただ長側のスタッフというのは、いわゆる市長部局、市長を筆頭に市役所の職員全体を指しているものと、それと対峙する形で議会事務局の体制という、その長側のスタッフと議会事務局というその対比っていうのはどうなのかなというのは……

○委員（尾崎利一君） 長側と議会側との体制に差があるといえば、まあ全体的な体制になる——議会事務局もそうだし、図書室ですか、それから政務調査費の問題等を含めて、まあそういう表現でどうでしょうか。

○委員長（中間建二君） そういう趣旨でよろしいのでしょうか。（「よろしいと思います」と呼ぶ者あり）

それでは、そうですね、「長」というのが、この表現が、（発言する者あり）そうですね、我々、「長」とよく使うんですけども、「市長側と議会側との体制に差がある」、こういう形ではよろしいでしょうか。市長側と議会側ということで、それでそういう趣旨での二代表制ですよということで取りまとめをさせていただきますと思います。（発言する者あり）

じゃ、3行目のところも、議会として意見の集約を行うことで、市長側と対等に対峙ができるということで修正をさせていただきたいと思います。

続きまして、議会運営の諸課題のところ、エの決算審査の強化のところ、2回までの質疑云々というところは、「時間制を導入し」という文言が入っておりますけれども、それに対して時間制限をしないで審議を保障するという意見もあったということなんですけれども、ここは逆に私としてはね、あくまでもこれは結論が出た話ではなくて、質疑の今の決算審査のあり方を見直す中で、2回までの質疑の制約ではなく、時間制の導入とともに回数制限をなくす方向で検討できないかという問題提起があったという趣旨で、ぜひ受けとめていただいて、もちろんこれが、結論がまとまるとなると尾崎利一委員がおっしゃったような趣旨のことも踏まえなきゃいけないと思いますが、これはあくまでも問題提起があった中で、引き続き調査検討をするという結果で取りまとめておりますので、この点については御理解いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（尾崎利一君） ここは時間制限すべきでないという意見は、関野委員も含めて私もそういう意見を発言しましたし、そうは言っても時間制の導入、時間制限について反論が出たという事実は残していただきたいなというふうに思います。簡単に、例えば時間制限には反対の意見も出たでも構いませんけども。

○委員（関野杜成君） 私もその部分で発言をさせていただいたんですが、一番初めにも私、言わしていただいたように、やはり最後のこの引き続き調査検討というふうになっておりますので、ある意味ここに出てくるのは、そこまで細かくなくてもいいのかなど。この引き続きの調査の部分で、その部分を話し合っていくという流れで私はいいのかなとは思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（中間建二君） 尾崎委員のおっしゃることもそうなんですが、それをそのとおりにやりますとね、全部反対意見があったということに書かざるを得なくなってしまうので、あくまでも引き続き調査検討していく中での課題として問題提起があったという取りまとめの趣旨で、御理解をいただきたいと思います。

続いてオの議員間の自由討議の手法のところですけども、私の認識で、委員会において自由討議を行うことでの方向性という認識を持ってたわけですが、議事録を確認したところ、最後、尾崎委員のほうで本会議ということの提案もあり、じゃ引き続き協議しましょうということで取りまとめてございますので、この表現は「委員会において」というところをとれば、自由討議を行うことということで趣旨が伝わるかと思っておりますので、この点についてはそのようにさせていただきたいと思います。

続いてカの請願陳情の審査における提出者からの意見聴取のところは、次の何らかの形で直接「陳情者」というところは「提出者」ということで訂正をさせていただきたいと思います。

続きまして4ページ、クの質問通告制のあり方のところで、幅広く認めるべきというのが、幅広くということまでは言っていないということでございますので、ここは「幅広く」を削除する中で、通告外の質問についても認めるべきではないかということで、問題提起があったということでさせていただきたいと思っております。

続きまして、2つ下のコの議場へのパソコンの持ち込みについてであります……

○委員（根岸聡彦君） 幅広く認めるべきではないかというところですが、幅広くをとってと、認めるべきではないかというのは、私がこれ取り上げた趣旨というのは、通告外の質問について基本は認めるべきではないかというところに立っているんですね。ですから交通ルールでいくと、例えば40キロの道路を45キロで走っていても取り締まりにひっかからないよと、ところが60キロで走ったらひっかかりますよと。そういったところで通告外の質問をしたときに、その程度について、その度合いをできるだけ小さくしていくべきだという趣旨で、これを言ったわけでありまして、認めるべきではないかということになると、逆に今度、通告制そのものにかかってきてしまう可能性もあるので、そこがどうなのかなと。

○委員長（中間建二君） いや、その点については議論したことです。提案としてね、この質問通告制のあり方の提案として、通告制そのものを見直すべきではないか、通告外の質問ももっと幅広くやっっていんじゃないかっていう問題提起があったって趣旨で取りまとめるわけですから、それについてその次の行で問題ないんだと、現状でいいんだということの中で、結果的には委員会としては現状どおり取り扱いしましょうというまとめになっているということですから、根岸委員が認めるべきだって言ったという趣旨ではもちろんないわけですから、表現として、ただ幅広くということまで言ってないということはそのとおりだと思いますので、幅広くっていうことは削った中で取りまとめをしたいと。このように思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（根岸聡彦君） はい、そういう趣旨であれば了解しました。

○委員長（中間建二君） 続きまして、コの議場へのパソコンの持ち込みのところでございますが、私の理解といたしましては、ここに書いてあるとおり、持ち込むことにも非常に大きな課題があるので、1回限り持ち込みを許可するという認識でいたわけですが、床鍋委員のほうから、最後の取りまとめのところ議論する方向性が出てくるということでございますので、このあたりの御認識について、もしほかの委員さんからの御意見がありましたら承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 私は第何回だか覚えてませんが、この1回限り持ち込みを許可することで合意をして、その上で意見を出ししょうって言って、持ち込んでやったその日に、それについての審議をしなかったという、確かにそれが落ちてしまったという記憶はあります。ですからその点でいうと、議論は持ち越しになっているのかなというふうには思います。

○委員（御殿谷一彦君） 1度はそのときに持ち込んで、議事録には余りその辺、載ってないんですけども、皆さんの認識で、ちょっと余り使うほうも使わなかったし、使わなかったから邪魔にならなかったって、そのような感じで何か落ちたような気がするんです。だから結論は出してない、確かに今尾崎さんがおっしゃるとおり。ただ、だから（尾崎利一委員「終わった後……」と呼ぶ）そうなんです。だからそういう意味では、この委員会としてどういう結論にするかというのは、もう一度ちょっと結論を出すということでの議論はやっといたほうがいいのかというふうには思っております。ただ1度やってはいますので、その経験をもとにしてやってみるというだけでも、僕は申しわけないけども、いいんじゃないかと。もう一度また持ち込むような実施、実地試験をやる必要、全くないんじゃないかなというふうには私自身は思っております。（発言する者あり）意見になっちゃって申しわけございません。ちょっとそんなような感じで。

○委員長（中間建二君） それでは、私としては現状どおりという認識だったんですが、今御意見ございましたので、じゃ2巡目においても、もう一度この点については、パソコンの持ち込みについては協議をするということで、最後の取りまとめのところを現状どおりから引き続き調査検討という形で、取りまとめをさせ

ていただきたいと思います。

続いて（３）の議会からの情報発信のところ、土日夜間の議会の開催のところ、まあこも開催を行うべきという御意見があった中で、結果的に効果が期待できないので現状どおりにしましょうという取りまとめの認識なんですけれども、ここの表現を変えたほうがいいという御意見でよろしいでしょうか。

○委員（根岸聡彦君） 開催を行うべきというところは、行うことが望ましいというような、もっとやわらかい表現だったような、いわゆるその字句のところでのことで、あと委員長のまとめの中で、一致しなかったという形でまとめたいという議事録が残ってましたので、現状どおりというところはそれなんですけれども、特にここで、だからどうした、どうしなきゃいけないかというところまでは、済みません、正直言ってそこまでまとめた考えを持っていなかったです。

○委員（尾崎利一君） 私はこのままでいいと思うんですけども、ちょっと今資料、下にあるのであれですけども、以前に全会一致で土曜議会については実施しようということが議会として決まっているので、それはやるべきではないかという意見を私は出した覚えがあるんです。議事録までちょっと当たってませんけれども。しかし今回委員会でやってみて、有効かどうかということも含めて一致できなかった。先ほどの委員長のまとめがあって、一致できないということであれば、それはすぐにやるというふうにならないでしょうという、そういう流れだったと私は記憶してますので、このとおりのまとめでいいんじゃないかと私は考えてます。

○委員長（中間建二君） それでは、御意見いただいた趣旨も含んだ中で、現状どおりの表記にさせていただきます。

続きまして次ページ、５ページのカの議案の市民への公開のあり方のところですが、「議案」という断定的な表現ではなく、「議案等」ということで御意見がございましたので、表題は議案の市民への公開のあり方ではありますが、その中のところ、「議員に示された議案等を速やかに」、また秘密会のあり方についてのところの行についても、「議案等の公表については」ということで取りまとめをさせていただきます。

それでは、御意見をいただきましたものについては、これまで協議をいただいたとおりに修正をさせていただきますと思いますが、細かい文言調整につきましては、正副委員長に一任をさせていただきますけれども、これに御異議ございませんか。

○委員（尾崎利一君） 先ほどちょっと冒頭の発言で言ったんですけども、全体の記述については結構なんですけども、７ページの５の中間報告のまとめについては、先ほど留保していた意見がありますので、言っているのか、それとも。よろしいですか。

５点にわたって委員会としての中間報告をどうまとめるかという内容で記載されていて、非常に重要な部分だと思いますので、１点だけ提案したいんですが、３番の「議員間の活発な議論を通じての合意形成」のところなんですけれども、この「合意形成」という文言については、私は審議の中でも明確な同意はしてないつもりなんです。議会はどれだけ多くの市民の民意を反映できるかというのが重要な機能で、合意できる場合もあれば合意できない場合も多々あるわけです。その点を踏まえて、「議員間の活発な議論の保障を通じての論点の明確化」というふうにしてはどうかというふうを考えるわけです。

○委員長（中間建二君） 今の御意見について、何か御意見ございますでしょうか。

○委員（床鍋義博君） 今３番の「合意形成」のところは抜けてるんですけども、議会って合意形成をして、

結局最終的には結論を出す場なんで、「合意形成」を抜かしてしまつたら何か余り意味ないんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。議論だけで終わつてしまつて、最終的には結論を出す場ありますから、合意形成というのは必要かなと思います。その中で、合意形成までの過程は幾ら、積極的な議論というのはもちろん必要ですからそれは否定しないんですけども、そこを抜いたのはなぜでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 合意は形成される場合もあるし、形成された場合には全会一致で議会で議決をされたりということはあるわけですが、現実には合意がされない事案も多々あるわけですね。それでその合意形成の前提として、やはり論点が明確になるということが大前提だろうと。合意形成を最優先するというのは、それはそのことによって少数党派等がみずからの意見を引込めなくちゃいけないというようなことになってはいけないというのが私の考えです。

○委員（和地仁美君） 多分尾崎委員のおっしゃっている合意という言葉の意味のとらえ方だと思って、これはいわゆる結論ということだと思うんですね。合意が、全員が賛成じゃなくても、民主主義なので多数決で一定の結論に持って行くわけですから、その過程で少数意見というものも議論の中にはのってきけると思いますが、論点が明確でないものに関しては議論にはなりませんから、通常。なので一つの共通の論点を認識した上で議論を進めて、最終的に多数決で決めて結論に導くというのが、この言っている意味での合意という意味だと思ってますので、その賛成とか反対という意味での合意っていうふうに、多分尾崎委員のおっしゃっている内容……（発言する者あり）でも全員が、満場一致じゃないと結論を導かないということじゃありませんから、その意味での合意っていうふうに言ってしまうと、本当に全員が賛成しないものは結論を導かない議会という形で、そもそもの議会の機能を果たしてないということになりますので、その部分はちょっと、ちょっと話してる内容が違うんじゃないかなって思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 今の和地委員の話だと、合意ということをあえてここに入れる意味が余計わからないんです。議会は必ず議決してるわけですよね。もちろん委員会などで継続審議になる場合もありますけれども、それをいつまでもたなごらしにしているという事例は、まあ私の知ってる限りは東大和市議会の場合はないと思いますし、結論を出してると思います。それについて、その「合意形成」という文言をわざわざここへ入れる意味が、逆じゃないんじゃないですか。結論は出してる。

○委員長（中間建二君） 二代表制における議会機能の強化、役割ってことの中でずっと、当初、総論のところから入って議論をしてきてるわけですが、ここで言う合意形成というのは、要は議会がばらばらであれば、二代表制の中で市長側ときちっと、また市長を、市長側をチェックし、また議会として政策提案をしていく、その機能が果たしていけない、またそれを果たしていくためには議会として合意できる場所、まとまっていける場所については、きちっと議論を尽くした上で一定の結論を出していく、合意形成をしていく、そういう趣旨で私としては受けとめておりますので、先ほどの尾崎委員の御意見ですとね、議論はしたと、議論をして、その論点を整理する、明確化する、これは当たり前なことなんですが、やはり議論を尽くした上で結論を出していく、一定の議会としての合意形成をしていく、これが議会に求められている合議機関としての議会の役割だと思いますので、その「合意形成」という言葉が入っているから少数意見が排除されるとか、反対者が泣かなきゃいけない、少数者が泣かなきゃいけないって、そういうことじゃなくて、あくまでも活発な議論を通じて議論を深め、その結果として、当然これは結論を出さなきゃいけない、議会としての結論が出なければ物事が進んでいかないわけですから、それは予算にしる決算にしる議案にしるね、それぞれ皆さん賛成反対はあるわけですから、一応のまたこの合意形成を目指すという方向性が

なければ議論はできないわけですよ。初めから賛成ありき反対ありきじゃ議論にならないわけですから、一定の議会としての判断をしていく上で議論をし、合意形成をしていくということについては、これは皆さん共有できるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員（尾崎利一君） ちょっと具体的にはどういうことなんでしょうかね。和地委員は、賛成もあっても、反対もあっても結論を出すということが合意形成という意味なんだということと言われて、それであれば当たり前前のことで、それこそここに載せる意味があるのかなという気が私はするわけですけど、中間委員長が言われた合意形成の具体的な中身というのは、どういうことになるんでしょう。

○委員長（中間建二君） 例えばですね、要は、申しわけないんですけども、賛成ありき、反対ありきっていう議論も世の中にはあるわけですよ。初めから反対するという前提で審議に臨む、もしくは初めから中身もよく理解しないで賛成ありきで臨むということは、東大和市にあるかどうかは別にしても世の中にあるわけですね。そういうことでは、議会の本来目指すべきことはそうではないでしょうと。あくまでも議論をして、論点を明確にして、議会としての結論を出すことが、今議会としてその役割が求められてるんじゃないでしょうか。例えば議会の中でも、委員会における請願・陳情の審査の中でも、請願・陳情の文言がそのまま通るわけではなくて、いろいろ議会で議論をし合意形成をした上で、じゃこれならみんなが納得できるねっていうことで修正をすることもあれば、本会議における議案でも修正案等が出て、修正案であれば、原案では反対だけでも、修正案であれば賛成できるということもあるわけですね。そういう中で議論を尽くして合意形成をしていくというのが、議会に求められてる役割であるはずですから、そういう方向性、議論を通じて合意形成をしていく、結論を出していく、議論をしないまま結論ありきで初めから賛成、初めから反対、そういうことじゃないですよっていうことを、やはりこの二元代表制の中での議会の役割ということ、それぞれが考える中で機能強化していこうという趣旨では、やはりこの活発な議論を通じての合意形成ということについては、当然のこととして皆さん共通認識を持っていただけると私としては思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員（和地仁美君） 今意見、違うんじゃないかって話もあったんですけど、いや違わないと思います、言ってることは。先ほどここに載せる、こんなの当たり前のことだから載せるのも、じゃ今さらおかしいんじゃないかという尾崎委員のお話もあったんですけど、今回のこの議会のあり方についての調査検討というのは、もうもともと果たすべき役割をどれだけもっと積極的にというかできる、もっとよりよくするかという、もともとあるものをよりよく、もともとあるものという言い方もおかしいですけども、基本的なことをもっと改善してよりよくしようという部分と、今まで、時代が変わったりいろいろな部分で、これから新しい議会のあり方として求められているものを検討しようって2つの点があると思う中で、この議員間の活発な議論を通じての合意形成なんて当たり前だというふうに言われればそうかもしれませんが、まとめについてはその重要性を再度議論を通じて全員で認識をしたっていうことなので、そもそも求められていることをもう一度振り返って、それを強化するのを認識したということと、下のほうは新たな取り組みをしようということ認識をしたということだと思いますので、今さら載せる必要はないっていうことと、ちょっと今のこの中間報告のまとめの最初の2行のところの説明していることとは合わないの、まあ当然のことと言われれば当然かもしれませんが、もう一回強化する方向性を調査しましょうという点だというふうに認識してるので、その点、尾崎委員にはそういう御理解をいただけたらいいんじゃないかなと思っています。

○委員（尾崎利一君） 確認しますけど、ここは活発に議論を行って、その上で合意できるものは合意してい

く。合意できないものもあるわけですが、その際に少数会派や無所属議員などの意見が押しとどめられるということを指すわけではないという理解でよろしいですね。

○委員長（中間建二君） 当然のこととして、そういう趣旨でありますので、あくまでも、やはり議事機関ですから、いろんな意見があつて当たり前ですから、ただ議論を通じてやはり合意できる、譲るところは譲る、合意できるところは合意をしていく、また賛成ありき、反対ありきということではなくて、この議論を通じて論点が明確になれば、これは合意ができる、修正ができるわけですから、そういう活発な議論、議会を目指していくということについて、今のきょうの議論も深めながら合意形成ができたということで、御理解をいただきたいと思います。

それでは、種々御意見いただきましたけれども、ただいま御協議いただきましたとおり修正したいと思います。また修正については、正副委員長に再度御一任をいただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

以上で、中間報告案についてを終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、本委員会の中間報告についての市民報告会について御協議をいただきたいと思います。

前回の委員会におきまして御協議いただいたところでは、まず日程は7月中旬の土曜日もしくは日曜日の午後で、場所については100人以上入れる会場をという条件で、委員長において案を御提示するというようになっておりました。

そこで、会場、日程等を、また会場の空き状況等も確認をいたしまして、日程については7月8日の日曜日の午後ということで、会場は少なくとも100人もしくは100人以上入る会場ということで、中央公民館の大ホールを使用してはどうかということで、繰り返しになりますけれども、7月8日日曜日の午後に中央公民館のホールを使用して開催をすると、このようにさせていただきたいと思いますが、この点につきまして何か御意見がございましたらお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） よろしいでしょうか。

それでは日程と時間ですね、時間については午後、使用できる時間が1時から5時ですが、会場の準備等もございますので、2時開会の4時終了をめどにするというような時間設定でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、日程と会場につきましては、そのようにさせていただきたいと思います。

続きまして、前回もお話ししましたように、市民への周知等の関係から、日程、会場、また開催の名称と、それから開催趣旨は先に決めないと、この市報等への掲載ができないということでございますので、きょうぜひ合意しておきたいのが、今日程、会場、決まりましたので、開催する報告会の名称と、それから開催趣

旨について確認をさせていただきたいと思っております。また最低そこを確認、合意しておいた上で、具体的な開催のイメージといいますか、手法といいますか、そういったものについても御意見がありましたら、きょうの段階で御発言をいただきたいと思っております。その上で次回の委員会のときに、また正副委員長のほうで、当日の進め方について一定のたたき台といいますか、案を示させていただきたいと思っておりますので、そのような形で進めたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時 4分 休憩

午前11時 4分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど申し上げたような形の中で、本日、御協議をいただきまして、取り組みを進めさせていただきたいと思えます。

それで、まず名称なんですけれども、開催趣旨の流れからすると中間報告会というような形で、仮称といいますかね、そういう形で進めてきましたが、なかなか中間報告というと、市民の側からするとちょっと理解しづらい面もあるのかなということで、また今案として申し上げたいと思うんですが、議会として市民の声も、市民の意見も踏まえた中で改革していきたいということでの議論もございましたので、例えばですけれども、「市民と議会との意見交換会」というような形の名称にした中で、開催趣旨として、1点目が、この特別委員会におけるあり方を見直した中での中間報告を行うということが1点。2点目に、議会のあり方について市民の皆様から御意見を伺うという、この2点の趣旨のもとに「市民と議会との意見交換会」というような形の名称にしてはどうかと、このように感じておりますが、御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。

○委員（床鍋義博君） 例えば「市民と議会との意見交換会」だとすると、議会のあり方委員会のメンバーがそれをやるわけですよね、実際には、この委員会に参加してない他の議員も代表することに見えてしまうのかなという懸念があるので、やはりどこかのところで議会のあり方委員会がやってることが、その題名のところか、もちろんサブタイトルでもいいんですけど、ないとちょっと難しいのかなという気はします。意見交換会に関してはいいと思います。

○委員（御殿谷一彦君） 今委員長の言った中で、趣旨としてその議会のあり方検討委員会の報告と、それからその意見を聞きたいということ、そこに入れるというお話がありましたので、多分、ちょっとどうつくるかいろいろあると思いますが、チラシもつくるとしても、そのチラシというか市報に載せるときも、市民と議会の語る会ですか、そのサブとして、2番目として今の議会のあり方の話が入ってくるので、まあいいんじゃないかなって気はしてるんですけど、おっしゃる気持ちはよくわかるんですけども、中身としてはこの2つが、2つというか、あくまでも議会のあり方に対する報告と意見聴取、意見を聞くことが中身なんということであればとは思いますが、一番最初にやっぱりそれをつけたほうがいいというのが床鍋さんのお考えですか。

○委員（床鍋義博君） あり方委員会というものが、この意見交換会をやってるんだよということが、括弧書きでもいいんで、前でも後でもどちらでもいいんです。ただそれがないと、ここに属している議員はいいですよ。でもこのあり方委員会に属してない議員のほうから、苦情じゃないですけども、そういう意見、何でという意見が出るんじゃないかなと。そこをおもんばかって、そうであるならば最初から誤解を招かないように、市民

と議会のあり方委員会の意見交換会とか、ちょっと今いい文言が浮かばないんですけども、そういったことをしたほうがいいんじゃないかなという意見です。

○委員（和地仁美君） 私も床鍋委員に賛成なんですけれども、その賛成の理由は床鍋委員がおっしゃったポイントが一つと、あと参加される市民の方が、市民と議会の意見交換会というのが前面に出てきた場合、何でも意見を交換していいみたいな感じになって、多分その会の期待、議員に何でも訴えられるんだというようなイメージで来られた方は、その議会のあり方に限定した話、質問しかできなかったんだみたいな、そういった参加のポイントですよね、それがぼやけてしまうと、この会を進行していく中でも、ちょっと広がっちゃったり進行が難しくなったり、あと参加される市民の方も準備してくる心構えというか、そういうところもあると思いますので、やっぱり議会のあり方について語る会みたいなので、「（市民と議会のあり方調査特別委員会の意見交換会です）」みたいな、議会のあり方について語る会みたいな、その議会のあり方についてというのが、やっぱり前面に出たほうがいいなって思うのが1点。

あとは、先ほど名称と趣旨というところで、ちょっと今これ名称について話し合ってるのか、趣旨について話し合ってるのか、ちょっと混在しているようなイメージになってますけれども、委員長のおっしゃっていた「市民と議会との意見交換会」ということを、もしですよ、仮に前面に出すとした場合に、これが恒常的に何かのタイミングに今後も行われていくようなイメージというか、そういうことを今後、あり方委員会でも報告会とか検討してますけれども、そういう大きい話に印象がつくというよりも、今回は仮にというかスペシャルな会という形での位置づけだと思いますので、やっぱりそのところをはっきりと伝わるような名称にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（中間建二君） 今御意見いただきました点についても、もっともそのとおりの御意見でありまして、当初は私も皆さんにこの委員会の中で御提案した内容、テーマ、趣旨としては今おっしゃっていただいた形の中で、本来的には議会のあり方に関する調査特別委員会中間報告会というのが一番の趣旨だと思うんですが、そのとおりのストレートでいいのか、私としてはより市民に、この議会として報告会を持つんですよっていうことを理解してもらって意味では、今申し上げたかちっとした名称でいいのか、もう少し市民にそういう場があるんだって行ってみようというふうに思ってもらえるような名称にしたほうがいいのか、ちょっとそこを議論をして、まあ名称について、また名称を踏まえた報告の内容について、きょうの段階で合意を得たいと思っておりますので、今いただいた御意見はそのとおりに思いますので、（発言する者あり）名称が決まらないと市報への掲載の準備に入っていけないので、その点についていかがでしょうか。

○委員（根岸聡彦君） 今回の報告会ですけれども、やはり中間報告、これをメインとしているわけでありまして、前面的に出るべきものはあり方委員会の中間報告ですと、それに加えて質疑応答はあるにしても、実際にそのあり方について市民の意見を聞くというところは、正直言ってどうなのかなという疑問が私自身にはあります。市民から意見を聞きましょうというのは、幾らあり方についてというふうにタイトルを絞ったとしても、発言をする人というのは何でもかんでも言うわけですから。これは過去において何度も、市長と語るう会に私も各会において2回から3回ずつ出てますけれども、そのタイトルに絞られた発言だけでなく、そこから大きく外れた話をしてくる方もいらっしゃいますので、もしそうなってしまうと、これあり方委員会だけの問題ではなくなってしまう。これ本当にあり方委員会だけでやっていいのかどうかということも、私、正直言って疑問なところがありまして、やるのであれば全議員に呼びかけるのが、本来あってもいいのかなという考えも持っています。

○委員（関野杜成君） ちょっと名前に関しては、名前というか名称を決めなきゃいけないという今お話なんですけど、済みません、ちょっと名称に関して何かいい提案というのはまだ浮かばないんですが、ちょうど根岸委員が言われた、その市民からの意見というところに関しては、ある意味、議長というか司会者の中でしっかりと道を外れないようにしていく、なおかつ市民の方が来られたときに、質問をしていただく内容はこの部分ですというようなことをしっかりやっていけば、あり方委員会としての報告及び市民からの意見交換という形にはなるのかなとは私は思っているので、確かにほかの市長のそういうのもそうですし、所沢市のほうにもこの委員会でも行きましたけれども、やはり司会の方の進行の仕方、あと市民へ、まず今回はこういう趣旨で集まってくれましたと、そういう説明をしっかりとすれば、それ以上、広がっていくことはないのかなというふうにも考えているので、そういう意味ではあり方としての中間報告というのは、ここの委員で行ったほうがいいのではないかなというふうには思っています。

○委員（根岸聡彦君） あくまでも中間報告ですよという位置づけで、それにかかわる質疑応答も付随的につくんだというのであれば、そこはいいのかなとは思いますが、そう言いながらも、やはりほかの委員になっていない方々に対して、こういうことをやりますと、ついては、その中、委員外の方で参加したいという方がいらっしゃるかもしれませんが、そういう方の扱いはどうするのかというところを確認したいと思うんですが。

○委員長（中間建二君） この中間報告が取りまとまった段階での報告会については、委員会で合意を得てますように、何らかの形で議会と市民とが対話ができる、話し合いができる場を設けたほうがいいんじゃないかというそういう議論の方向性の上に、いきなり議会全体で報告会というところにはいかないの、まず第一歩として特別委員会で中間報告会をやってみてはどうかということをお提案をさせていただき、そのことについて皆さんから合意を得たというところで、準備をしてきてるということをおひとつ御認識いただきたいのと、また当然中間報告会を開催するに当たっては、委員以外の方が参加したいというものについては、当然のことながら参加していただくべきかと思いますが、全体として報告会を開催するという——議会としての報告会ではもちろんありませんので、あくまでも開催そのものは特別委員会が開催をし、特別委員会としての報告をするわけですから、例えばこの委員会でも、他の委員も傍聴というか参加もできますし、委員会運営の中では委員外発言ということも当然あるわけですから、同じような形の中で委員以外の方もその場にはいていただいて、状況によっては議論に参加していただくことも、まあ可能性としてゼロではないというのは私の認識なんですけども、委員以外の人は一切来ちゃいけませんというようなことは当然ありませんし、運営上の問題はいろいろあるかと思いますが、開催の単位というか、主催者はあくまでも特別委員会であって、中間報告をすることをメインにしていくということは当然かと思えます。

一応、これはまたもう1点、私の考えですけれども、中間報告をメインにすることは当然で、中間報告についての御意見をいただくということも当然なんですけど、ただそれ以外の話を一切この場では聞きませんっていうところまでなかなか、市民からすれば、そういう場があるのであればきちっと議会というものに対して意見を言いたいという方も当然いらっしゃるかと思えますので、その中間報告に対する御意見をいただいた上で、その上でそれ以外のことについても発言をしたい、もしくは意見を言いたいというところを、それは一切そこは聞きませんっていうのもいかなものかという思いもありますので、まあ御意見として、時間の制約もありますけど、時間の中で御意見を言っていただく分には、そういう場を設けても私としてはいいんじゃないかと。もちろんその中ですぐに結論が出せるものではないかと思えますので、御意見として承った中で、

お答えできるものについてはお答えするし、承ったというレベルでおさまる場合も当然あろうかと思いたすので、運営上はやはりそういう運営のほう望ましいんではないかなというふうには感じておりますけれども。

○委員（和地仁美君） 当然全体的な、メインの話が終わった後に、市民の方、せっかくの機会なのでというのは、そういう時間を設定するというのはいいと思うんですけども、想定問答じゃないですけども、今イメージがあるのは、結局、市側に対しての——これはどうなってる、普通であれば行政側に質問するような内容がもしここにきたときには、その事実を、今こういうふううちの市ではなってますよ、こうなってますよと、それに対してもっとこうしてほしいって意見は議会として受けとめますので、今後議会としてもというふうになればいいんですけども、要するにそういった事実に基づいたものであればいいんですけども、もうちょっと意見というか、市議会の中でも先ほどあったような、意見が分かれるような内容みたいなものを聞かれたときに、まあ議会に持ち帰りますというところでもいいと思うんですけども、答えづらい、答えづらいというか、その一つの一定の正解のないようなものを受けたときの対応というのものも、一応は何かしら用意して、例えば原発には反対してくださいとかそういう——もしあったときに、その御意見は受けるけれども、それを市議会としての丸とかバツとか三角とかって言えないものを預かった場合に、じゃ後ほど回答しますという機会もないですし、その回答のしようもないというもののときの対応の方法とかをきちんとやっばりやっておかないと、タウンミーティングなどの初めのほうの会などは、やっばりそういう場面でもちょっとしどろもどろみたいなどころにもなってる部分もなきにしもあらずでしたので、そういうところは準備ができていのであれば、そういう時間は積極的に用意してもいいのではないかなと思いたすけれども、そこら辺もきちんとやった上でやればなと思いたす。

○委員（尾崎利一君） 趣旨ですけども、まあ議会のあり方に関する調査特別委員会に与えられた権限の中で行うということですので、委員長から、まあ実際の運営としてそういうことはあっているのではないかなというお話だと思いたすけれども、趣旨の中身としては、やはり調査項目の2点について中間報告を行い、それについての市民の意見を聞くというのが趣旨だと思うんですね。実際問題、やったときにそういういろんなそれ以外のことが出てきたときに、運営上としてそれをもう門前払いみたいにするかどうかというのは、またそれは運営の別の問題として、今議論してる趣旨としてはそういうことで確認できるんじゃないかなというふうに思いたす。

きょう決めるのは趣旨と名称ですよ。だから、そこだけは。何かないんですか、具体的ないい案が。

○委員長（中間建二君） それでは、御意見を承った中では、やはりこの特別委員会としての報告だということ、より明確にしたほうがいいだろうというおおむねの御意見だと受けとめましたので、私としては若干かたかなという思いもあったんですが、そういう意味では、そこを逆に今回は趣旨を明確にするという意味では、繰り返しになりますけれども、名称としては「議会のあり方に関する調査特別委員会中間報告会」という形で、シンプルといえばシンプルな形で、名称についてはこれで決定させていただきたいと思いたすが、よろしいでしょうか。

○委員（和地仁美君） 先ほども1回、私、名前のほうも言わせていただいたんですけども、議会のあり方について語る会、語り合うじゃなくて語る会、サブが今言ったそのまま、そのものを、その調査というところ、調査……。 （発言する者あり） そう、調査特別委員会中間報告ですよ、それは絶対入れるべきだと思うんですけども、より敷居を低くという言い方もおかしいですけども、語り合うというのは双方向ですけど、語るというのはこっちから語ってるわけですから、 （発言する者あり） まあそうなんですけれども、でも意見も

聞く場面もあるわけですから、語るがいいのかかわからないですけれども、議会のあり方についての報告会にしますか。でも中間報告っていうと、まあ中間報告ですね。

○委員（床鍋義博君） やっぱりメインタイトルとサブとあると、大体メインタイトルをかたくしといて、サブがそれに対する説明というのがわかりやすいと思うので、例えばですけれども、メインが「議会のあり方に関する調査特別委員会中間報告会」にして、サブタイトルで開かれた議会のためにとか、そこでもっとやわらかくする文言を入れることによって、補足できるんじゃないかなと思うんですけど。どうでしょうか。（発言する者あり）かたいかたいになっちゃう。かたいやわらかいか、やわらかいかたいかじゃないと。

○委員長（中間建二君） 今サブタイトルの御意見もありましたが、サブタイトルを入れると余計に長くなっちゃいますので、できるだけ敷居を低くという思いもあるんですが、また語る会というのも、ちょっとこの報告会としては趣旨が違うのかなという形もしますので、あくまでも今回は原点といいますか、この報告会を開催するときの議論に立ち返れば、あくまでも委員会の中間報告ですよという形での中間報告会という形で、先ほどのように特別委員会の中間報告会と、名称についてはシンプルに、単純にそのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） あと開催趣旨につきましては、先ほど尾崎委員のほうから御意見がありましたように、調査項目が2点ございますので、調査報告を踏まえた中での中間報告を委員会として行わせていただきますということで、そこに絞らせていただいて、また市民の皆様からの御意見もぜひ聞かせていただきたいという趣旨で絞らせていただいて、ただ運営上は当然いろんな意見、中間報告以外の意見もあろうかと思っておりますので、その発言は一切できませんというところまではできないと思っておりますので、中間報告についての御意見をいただくということをメインにしながら、若干その中間報告以外の御意見があった場合についても、それは発言ができないということではなくて、時間の中で運営上、司会者の裁量の中で取り扱っていくというぐらいの受けとめ方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） では、名称及び開催の趣旨については、そのように取りまとめをさせていただきたいと思っております。

あとその他ですね、先ほど申し上げたように、次回、ある程度たたき台がないと議論も進まないかと思っておりますので、ある程度の進め方だとか役割分担、できる限り全委員が発言できる場を設けたいと思っておりますので、役割分担等も案をつくりたいと思っておりますが、その前段として進め方だとかやり方等について、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） 中間報告会についてのやり方という意味ですか。

申しわけない。委員長のほうで、司会者だとか、それから全員で場所の設定するだとか、いろいろあると思うんで、役割、決めていただいて全然いいと思うんですけども、別に私はこれがやりたいという人がいれば、それはそれで構わないんですけど、そうでなければもうそれで案をつくっていただければというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） 当然のことながら司会者は要りますし、また議長にもごあいさついただかなきゃいけないかと思っておりますが、そういったものも含めて、やはり特別委員会のこの中間報告っていう——またこれを全員で、1巡目の議論を終えた中での報告でありますので、それぞれが、あくまでも私の認識で先に申し上げ

ますと、議会の中で議論された範囲の中で中間報告を行い、またあくまでもこのベースは、この中間報告がベースになろうかと思えますけども、議論された内容について報告をしていただき、またその中で仮に御意見、御質問がありましたら、それぞれ担当を決めた中で、自分が担当した範囲の中で御回答いただき、また全体的な進め方だとか、全般にわたる事項についてはやはり委員長が答えなきゃいけないということはあろうかと思うんですけども、それを全部委員長が対応するとなると、やはり委員会としての開催する趣旨が非常に薄れてしまうかと思えますので、私のイメージとしては、他市で、所沢市を見に行ったときに、所沢市の場合は議会報告会ですから、それぞれの所管の委員会の中で委員長が報告をするっていう形で進んでましたけれども、やはり一定のだれがどの部分を担当するということを明確にした中で、議論をした範疇の中で報告をしてもらい、御質問があった中では、議論があったことについてはお答えできるけれども、議論がなかったことについては、その点は議論はなかったということでお答えをしてもらえないのかな、イメージとしてはですね。そういった中で、（発言する者あり）あくまでもそれを議事録以外のところにまた広げてしまうと、議会で議論していないことを委員会として報告をする、またそこに議論が深まっていくということも趣旨は違うのかなと思えますので……

○委員（和地仁美君） 今回、中央公民館のほうで、会場ということで結構広いと思うんですけども、参加していただく方は100名というところで、どういう形になるかわからないんですが、このあり方委員会1回目からどんどんやってる中で、私たちもほかの市の例であったり、もしくは再度この議員の手引きというのを見直していたり、もしくは議員数が減っているというところも、過去からの流れというものをわからないと、その感覚的な意見みたいなのも、私自身もそうかもしれないですけど、当初いっぱいあったと思うですよ。市民の方たちも、議会のことを理解してるとは思うんですけども、そういうルールのもとにあったんだったら納得いくとか、そういった部分もあると思うので、パワーポイントで資料をつくるのかわからないんですけども、その議論されているものの前提となって、基礎知識ではないですけども、このところはわかった上で私たちが議論したことを聞いていただかなければならないという部分も結構あると思うので、知ってるものの前提のこの議論の中でいうと、ぼかんとしたり何でって思っちゃうときに、実はこうなんですよとか、もしくは自治法で決まってるんですよとか、そういうものもあると思いますので、そういった補足の資料みたいなものを、一つのパワーポイントかわかりませんが、法律でこういうものがあって、うちの議会はこうで、議会の中で変えられる範疇の中でこういうところをやっているという議論がありましたみたいなものをつくらないと、ちょっと一方通行というか、こっちの自己満足の報告しましたっていう形の会になりかねないなと思ってますので、やっぱりこのあり方委員会の中でも、市民の方との距離を近くということは、私たちより双方の理解が深まるということが大事だと思いますから、議会のことも理解してもらえ一つのいい機会ということにもとらえた内容にするのがいいんじゃないかなというふうには思います。そうすることによって、よりポイントが絞られたというか、趣旨に沿った質問も出てくるとと思いますので、そのような資料の準備も必要じゃないかなというふうには私は考えてます。

○委員（関野杜成君） 今和地委員が言われた内容の上で、例えば進行していく流れとして、このア、イ、ウというのを一項目ずつやっていくという形にしないと、あっちこっちに意見がいろいろ出てしまうと思うので、必ず一つずつ、まず説明をして、意見としてこういうものが出された。それで市民の方、どういった意見がございませうかという、この流れのもとに行ってきたほうがいいのかというふうには思ってます。例えばこの大まかな、（2）に対してどうでしょうってやると、あっちこっちになると思うんですね。であればア、イ、ウ、

(2) のアから始めて、それでイから始めて、やっぱりそういうふうには、時間かかるかもしれないですけども、そのように伝えていったほうが市民の方もわかるのかなというふうには。

○委員（床鍋義博君） 今関野委員が言ったように、一つ一つ区切ってやる方法って、一つだと思うんですけども、それでそこに意見をつてなると、2時間じゃ終わりそうもないような分量のような気がして、とりあえず報告会は報告会で、淡々とじゃないですけども、全体的に進めておきながら、この内容についての質疑応答という形でまとめたような形にしないと、多分時間の配分がうまくいかないような気がするんですけど。議論、ア、イ、ウで煮詰まっちゃって、がっとなっちゃうと終わらないと思います。

○委員（関野杜成君） そこで結果的に答えを出すということではなく、あくまでもこの中で委員長がまとめていただいたこういった資料のほうにも、継続して行うとかということに入ってきますので、現状は議会の中ではこういうふうになった、それに対して市民の方はどう思うかというのは、時間がと言われれば確かに私も2時間で終わるかどうかというのはありますが、やっぱり市民の方々の考えとしていただきたいというところで1個ずつのほうが。もちろん時間の関係があるんで、その1個をどれだけ短くするか、同じようなことであれば2つまとめてしまうとか、そういう形なのかなというふうに思ってます。まあ一つの案としてです。

○委員（和地仁美君） 2つの御意見、両方ともいいポイントがあると思うんですけど、現実のところは落としていったときにどういうふうにしたらいいのかなというところで、ア、イ、ウというその流れでやっていくというのは、この中間報告の書面に沿っているんで、非常にオーガナイズというか、整理された形でやりやすいとは思いますが、私はやっぱり参加される市民の方がどれだけわかりやすいかとか、どれだけ聞きやすいかということなので、例えばもしかしたら何かをまとめて、一つのカテゴリにしたらほうが、聞き手側は理解しやすいんじゃないかなというふうなものもあるかもしれない。そういうところもやって、幾つかのグループに分けて、でも結構項目があるので、最初のときに浮かんだ疑問を最後の質問の時間のときに忘れちゃうというのも人間なのであるんで、例えば一定のまとまりがあったところで、手元に紙を配っておいて、そこでどうしても聞きたいこととか疑問に思ったことは、市民の方にメモをしておいてもらって、それは意見だったら出せばいいですし、質問の場合はやりとりが必要なんで、いわゆる備忘録じゃないですけど、そういうものを例えば資料として、会に参加しやすい補助のものを用意して、それで最後に意見なり、それを書いた中で、これはどうしてもこの場で言いたいという方と、まあ言いたいけれども、みんなの前じゃ恥ずかしいなという人もいますので、そういうものの形で両方のいいところを補完するようで、なおかつ長いと参加されてる市民の方も疲れますので、なので参加される側に立ったいい進行の方法というのを、きょう決められることではないと思いますので、私たちの中で検討してつたらいんじゃないかなというふうに思います。最初にこう、メモするものを配ってあげるとか。

○委員（御殿谷一彦君） 済みません、技術的な話なんですけど、まず報告会は報告会として、やり方はちょっといろいろカテゴリを別にするとか何とかってというのはあると思いますけど、それはそれで難しいなってところありますが、1部で報告会をやって、2部で市民のそれに対する御意見があればという形で聞いたほうが、単純に言えばそのほうが話としてはいいと思います。

市民のほうも、報告会の中で、例えば1から7まで報告する中で、1番で報告したことについていろいろ意見を聞いた場合に、それは、いや7のほうで言ってますよとか、7でわかりますという話になってくると、それこそ無駄になってしまいますので、まずは全部、1から7まであるんだったら1から7まで報告をしていたら、その上で市民の意見を聞いたほうがよろしいかというふうに私は思っております。

○委員長（中間建二君） 先ほど和地委員のほうから資料ということがございましたが、私も幾つか他市の議会報告会、見に行ってますけれども、議会報等はお配りすることはあっても、結局のところその議会報告会としての別途の資料というのはほとんどつくってない、私が見る限りね。というのは、結局、もう限られた時間の中で報告しようと思って、それを資料にしようと思うと、逆に量が多くなってしまって説明がしづらい、理解がしづらい。結果的には、先日、立川市の議会報告会も見に行ってきたんですけども、やはり議会報告会をするための資料、もちろんパワーポイントなんかを使ってよりわかりやすく視覚的に訴えるということはやっているんですが、そのために別途資料をつくるっていうのは、仮につくったとしても非常に量が多くなり過ぎるし、またそれを短くすれば余り資料としても意味をなさない。例えばこの中間報告についても、この分量でも7ページですね。これをそのまま100人なら100人分をつくったほうがいいのかってなると、ちょっとそうはならないと思うんですね。じゃこれをA4の1枚にまとめられるかっていうとなかなか、逆にそれは何か項目の羅列になってしまって資料としての意味をなさないっていう、大体ほかの報告会を見てると、そういう傾向も私としては感じるので、視覚的にパワーポイント等を使って、そこにいらっしゃる方にわかりやすいということはあるかと思うんですが、紙ベースでお配りをして、読んでもらったらわかりますっていうものにはなかなかないので、大枠、議会としてどういう問題点を持って、その課題、一番最後の中間報告の中でも、5項目について一定の共有のもとに方向性を見出しているということはあるかと思しますので、この点については総論というか、大枠の部分で報告はできるかと思うんですが、全体をというのはなかなか難しいかなというふうに感じてるんですが。

○委員（和地仁美君） 私、その全体をということではなくて、例えば私たちの検討の項目にも上がってる議会基本条例についてっていうところについて話し合いをしましたという報告をする場合に、その議会基本条例についてって言ったときに、議会基本条例とは何ぞやというところを知らないで、私たちがこういうふうにはけんがくがくやった内容を聞いても、市民の方は興味関心を持ちづらいというか、なので本当にパワポでいったら1枚で、5行ぐらい大きい字で書いてあるぐらいが、議会基本条例とはこういうことをやる条例で、例えば先行はこういう市があって、こういう市で最近こうなんですよみたいな、それだけを言ったほうが、その後の話がわかりやすいというようなレベルの情報提供というか、その意味合いで私は言ったので、これを1冊渡すみたいな、そういうことではなくて、今までこうだったよ、それを頭に入れて聞くとわかりやすいというようなそんなイメージです。

○委員長（中間建二君） そうしますとね、私の考えとしては一応の——例えばここで委員が8人いる。そこに司会者がいて、一応委員長が総論というか取りまとめっていう立場になると、じゃ6人でこの中間報告を報告しましょうと仮になったときに、1人が5分しゃべっても30分かかるわけですね。それが1人10分やれば60分、1時間というそれぐらいの計算で考えると、なかなか一人一人しゃべっても、少なくとも5分程度で自分の担当のところは報告しなきゃいけないってなってくると、例えばですよ。そうすると非常に、よっぽどそこを、何が重点なのかということ、それぞれが自分の所管のところは理解しなきゃいけないし、例えば今の御意見であれば、私としてはね、議会基本条例のところを担当する方が仮に決まったとすると、むしろその人がその5分の中で議会基本条例を参加した方に理解してもらうために、こういう表現にする、もしくはこういう補足資料があるということをやってもらいたいと思うんです。それを委員長だとか事務局に、こういうものを用意する、こういうのをまとめてくれてことでなくて、自分が所管するところの中で限られた——今後わかりませんよ、時間配分どうなるかわかりませんが、仮にそれが5分ってなったときに、5分の中で自分が

市民に報告しなきゃいけないところをより理解してもらうためにはどういうまとめをすればいいか、どういう説明があればいいかという形で、やっぱりだれかに任せるんじゃなくて、みんながそういう意識で取り組んだ中で報告会をやるということが、私、意義があると思うんですね。すごく大変だと思うんですけど、でもこれができる、やはり議会報告会というものは価値がある、もしくはやったほうが良いということになるし、でもこれがなかなかできないと、やはりそういったものは継続してやっていくのは難しいねっていうことにもならざるを得ないのかなということ、非常に大変だとは思いますが、私のイメージとしては、そういうイメージを持ってということで御理解いただきたいと思うんですが。

○委員（御殿谷一彦君） それで私もいいと思うんです。そういう意味で、だからそれこそ（１）から（７）まであるんで、総論のところはちょっとまとめた方に言ってもらいたいとか、それは別にしても。だから（２）は御殿谷ですよ、（３）は尾崎さんですよかって形で決めていただいて、そこで今和地さんが言ったように、最低限のルールとして、今回極力パワーポイントを使ったほうが良いと思うので、プロジェクターを使ったほうが良いと思うんで、最低紙１枚の自分の担当したところを、それこそ僕がもし基本条例を担当するんだったら、議会基本条例、それだけ５文字、７文字入れるだけであとは何も書きませんよ、あとは言葉で説明しますよって形でいいと思うんですけども、そういうのを１枚つくるという、その辺のルールをちょっと決めていただければというふうに思うんです。あと張りつけは、特に希望がなければ委員長にその辺はお願いしたいなというふうに思っているんですけど。（発言する者あり）僕が何をやる、尾崎さんが何をやるって。

○委員長（中間建二君） 初めての試みですので、報告会っていったときにイメージがそれぞれあろうかと思うんですが、ある程度案を示した中でそれぞれ御意見いただいて、一定の共通理解というか、ああこういう形でやるのが望ましいなということが、ある程度皆さんで共通認識を持った上で当日を迎えられればいいかと思えますし、またそのためにはやはりそれなりのというか相当の準備をしないと、やっただけの自己満足ということも当然御意見としてあろうかと思えますので、その中でより――要は相当時間をかけて議論したものを、限られた時間の中で報告をするということがいかに難しいかということは、冷静に考えればお互い認識できるんですが、ただそういうことをどこの議会も挑戦をしていこうという中で、市民と議会が地方自治をしっかりと担っていく流れをつくろうとしているかと思えますので、できる限り取り組んでいきたいと思えます。

じゃ、おおむね御意見としてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、また今後この中間報告会の進め方について、また正副委員長で協議をし、たたき台を示しながら皆さんで議論し、一定の合意というか方向性を見出した中で進めていきたいと思えます。では、本日のところはこの程度にさせていただきますと思えます。

それでは、お諮りいたします。

本日の調査は、この程度にとどめたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（中間建二君） これをもって、平成24年第6回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午前11時50分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二